

# IFSC ルール 2016 変更点

今年の変更点で、国内の競技に影響を与える物はほとんどない。

唯一、アイソレーションの扱いに変更がある。従来、アイソレーションクローズ以前はアイソレーションに入る必要のある選手、チームオフィシャルの出入りに規制がなかったものが、クローズ以前であっても一度入ったら出ることはできないようになった、という点くらいだろう。

それ以外は、国際大会のみに関連した変更となる。

一番大きな変更は、スピードで 10m 競技が廃止されたことだ。今後オリンピックに向けて国内でもスピードへの対応が求められているが、施設設置に際し 10m でお茶を濁すという訳には行かなくなった。

次に選手派遣に際して、従来から基本的な選手枠に加えて、選手権大会の優勝者枠が存在したが、この規程に変更がある。これまで大会の開催年の 1 月 1 日時点の選手権保持者とされていたものが、大会開催時点の選手権保持者が原則と変わった。そしてそれに加えて、開催年の 1 月 1 日時点の何らかの選手権大会の総合優勝者も別枠で出場させることができるようになった。この辺り扱いが大会によって微妙に異なるので注意されたい。

## 第 1 部 競技の管理

### 2. 加盟団体

#### 選手団とは異なる国籍のコーチの登録

- 2.5.4 各選手は、そのパスポートの発行を受けた国の連盟/協会に所属していなければならない。2 つの国籍を持つ者については、当該選手及び選手団役員<sup>1</sup>は IFSC 公認競技会において所属する連盟/協会を選択しなければならない。シーズン中の所属変更は認められない。
- 2.5.5 各選手団役員は、役員に任じた国の連盟/協会に所属し、かつその連盟/協会から派遣された者でなければならない。シーズン中の所属変更は認められない。

## 第 2 部 テクニカル・ルール

### 6. リード競技規則

#### アイソレーションに入ったら、退出は認められない<sup>2</sup>

- 6.7.3 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻以後は、選手と選手団役員は指示がない限りアイソレーション内に留まらなければならない。

付記：選手や選手団役員、そして Jury・プレジデントがアイソレーション・ゾーンへの立ち入りを認めたその他の者は、随時アイソレーションから退出することができるが、アイソレーションから退出した後は戻ることはできず、Jury・プレジデントが特に残留を認めない限り、競技エリアか

<sup>1</sup> 原文は“such competitors and team officials”。最初のリード文から考えると、選手については国籍を問うが、選手団役員については問わない、と言うことのように思われる。

そして続く 2.5.5 では、役員は選手団を派遣した国の連盟/協会の所属でなければならない、とのみ規定し、国籍には触れていない。であれば、ここに“team officials”が入るのはおかしい。

<sup>2</sup> 原文は“no exit is allowed or is definitive”。従来はアイソレーションクローズ前の一時退出が可能と読める文言だったが、それができなくなった。一度アイソレーションにはいったら、留まるしかない。

らも退去しなければならない。

## 抗議書式の厳密化

### 6.13.1

- a) 6.13.3 に関する抗議は、IFSC のウェブサイトにある書式を用いるか、またはそれと同じ内容を記入した文書に、当事者である選手団の役員が署名したものでおこなわれなければならない。

## 7.ボルダー競技規則

### 発生しうる全ての事態(抗議、その他)への対応を可能とし、その時間を確保するため、ジュリー・プレジデントを決勝の審判業務からはずす

#### 7.4.1 各ボルダーの審判員は：

- b) 決勝では、1 カテゴリーのみでの進行の場合はボルダー・ジャッジ 1 名と IFSC ジャッジが、また 2 つ以上のカテゴリーが同時進行の場合は、最低 1 名の少なくとも審判員の国内資格を有するボルダー・ジャッジが担当するものとする。

### アイソレーションに入ったら、退中は認められない<sup>3</sup>

#### 7.7.3 アイソレーション・ゾーンのクローズ時刻以後は、選手と選手団役員は指示がない限りアイソレーション内に留まらなければならない。

付記：選手や選手団役員、そしてジュリー・プレジデントがアイソレーション・ゾーンへの立ち入りを認めたその他の者は、随時アイソレーションから退出することができるが、アイソレーションから退出した後は戻ることはできず、ジュリー・プレジデントが特に残留を認めない限り、競技エリアからも退去しなければならない。

### テクニカル・インシデントを被ったクライマー以外はその影響を受けない

#### 7.11.5 テクニカル・インシデントが予選、または準決勝で発生し、確認された場合：

- a) テクニカル・インシデントが、当該ローテーション・ピリオド期間の終了前に修復された場合、関係する選手はそのアテンプトを継続する機会を与えられる：
- ii) 選手が継続することを選択しなかった場合、その選手は再開アテンプトを、ジュリー・プレジデントが他の選手に影響のないように決定した、いずれかのローテーション・ピリオド内におこなう。

## 抗議書式の厳密化<sup>4</sup>

### 7.13.1

- a) 7.13.3 に関する抗議は、IFSC のウェブサイトにある書式を用いるか、またはそれと同じ内容を紙に記入した文書に当事者となる選手団の役員が署名したものでおこなわれなければならない。

## 8.スピード競技規則

<sup>3</sup> リードの 6.7.3 と全く同じ文言。

<sup>4</sup> リードの 6.13.1 a) と全く同じ文言。

## 10m 種目の廃止

8.1.1 スピード競技会は、専用に設計された人工壁に設定された、呼び長 15mのクライミング・ルートで開催される。

**選手は試登や予選の前に、その出欠の確認をコールゾーン内で行わねばならない。**

8.6.1 全ての選手は、スタート（試登の場合も含め）の1時間前にその出欠の確認をコールゾーン内で行わねばならない。左側のレーン（レーン A）の競技順は、ランダムに決定する。右側のレーン（レーン B）の競技順は、レーン A と同じ順番だが、半数のところでは前後を入れ替える。

例：一つのカテゴリーに選手が 21 名いる場合、レーン A で最初にスタートする選手は、レーン B では 11 番目にスタートする。

## 抗議書式の厳密化<sup>5</sup>

8.13.1

- a) 8.13.3 に関する抗議は、IFSC のウェブサイトにある書式を用いるか、またはそれと同じ内容を紙に記入した文書に当事者となる選手団の役員が署名したものでおこなわれなければならない。

## 10.スピード世界記録

### 10m 種目の廃止

10.1.2 IFSC は男女両カテゴリーについて、以下のスピード世界記録を認定する<sup>6</sup>。

15m 競技	
成人	Y
ジュニア	N
ユース A	N
ユース B	N

## 第 3 部 各大会についての規定

### 11.ワールドカップ

**世界選手権、世界ユース選手権、ワールドカップにおいて種目毎に異なる役員を登録することを認める**

11.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限内に、競技会場への自由な入場が可能な全ての選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウェブサイトに登録しなければならない。

- a) 1 名の選手団長
- b) 1 種目あたり 2 名のコーチ
- c) 2 名の資格を有する医療担当者または準医療担当者

<sup>5</sup> リードの 6.13.1 a)と全く同じ文言。

<sup>6</sup> 表中の「Y」、「N」の意味合いは、通常理解では「Y」はそれをおこない、「N」はおこなわない、と言うことと思うが、そうするとユースの世界記録はない、という理解で良いのだろうか？それならそれで、なぜあえてこのような表を入れるのか、理解に苦しむ。

### **選手権大会の総合優勝者にも別枠で出場資格を与える。**

11.4.2 11.2.1 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、(以下の選手で構成された) 選手団の参加登録をすることができる；

- a) その時点での成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の保持者（出場種目での保持者に限る）及びその年の 1 月 1 日時点での7成年またはユースの世界選手権または大陸別選手権の総合優勝者；

## **12.世界選手権**

### **世界選手権、世界ユース選手権、ワールドカップにおいて種目毎に異なる役員を登録することを認める**

12.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限内に、競技会場への自由な入場が可能な全ての選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウェブサイトに登録しなければならない。

- a) 1 名の選手団長
- b) 1 種目あたり 2 名のコーチ
- c) 2 名の資格を有する医療担当者または準医療担当者

### **選手権大会の総合優勝者にも別枠で出場資格を与える。**

12.4.2 12.2.1 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、(以下の選手で構成された) 選手団の参加登録をすることができる；

- a) その時点での成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の保持者（選手権を保有する種目への登録に限る）と、その時点の成年またはユースの世界選手権または大陸別選手権の総合優勝者；<sup>8</sup>

## **13.世界ユース選手権**

### **世界選手権、世界ユース選手権、ワールドカップにおいて種目毎に異なる役員を登録することを認める**

13.4.1 加盟連盟/協会は規則に定められた期限内に、競技会場への自由な入場が可能な全ての選手団役員を参加登録することができる。これらの役員は有効な国際ライセンスを有するものとし、以下の役職のうちひとつを特定して IFSC のウェブサイトに登録しなければならない。

- a) 1 名の選手団長
- b) 1 種目あたり 2 名のコーチ
- c) 2 名の資格を有する医療担当者または準医療担当者

### **選手権大会の総合優勝者にも別枠で出場資格を与える。**

13.4.2 13.2.1 及び 13.2.2 に従い、加盟連盟/協会は IFSC の公式登録フォームに、(以下の選手で構成された) 選手団の参加登録をすることができる；

<sup>7</sup> 1 月 1 日時点のチャンピオンは種目優勝者ではなく総合優勝者に限ることに注意。

<sup>8</sup> この部分、“Rules modifications 2016”の記述はワールドカップのもの(11.4.2)と同じになっているが、ルール原文ではあくまでその時点のチャンピオンであって、1 月 1 日時点でのチャンピオンではない。

- a) その時点での成年またはユースの、世界選手権または大陸別選手権の保持者（選手権を保有する種目への登録に限る）と、その時点のユースの世界選手権または大陸別選手権の総合優勝者；

※ この他、セクション 14 以降としてパラクライミング関係の規程があり、この部分で相当量の変更が見られるが、これについては後日ご紹介する。